

令和 3 年 9 月 1 日提出

今治市議会定例会（第 5 回）議案

今治市議会定例会（第5回）議案目次

番 号	件 名	ページ
議案81	令和3年度 今治市一般会計補正予算（第6号）	別 冊
議案82	今治市基金条例の一部を改正する条例制定について	1
議案83	今治市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例制定について	5
議案84	今治市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例制定について	11
議案85	ガントリークレーン整備工事請負契約の締結について	17
議案86	今治市過疎地域持続的発展計画の策定について	19
議案87	令和2年度 今治市水道事業決算の認定について	21
議案88	令和2年度 今治市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	23
議案89	令和2年度 今治市工業用水道事業決算の認定について	25
議案90	令和2年度 今治市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	27
議案91	令和2年度 今治市公共下水道事業決算の認定について	29
報告 9	専決処分について	31
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	33
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	35

	・ 損害賠償額の決定及び和解について	37
	・ 今治市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	39
報告10	公営企業資金不足比率について	43

今治市基金条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和3年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

今治市過疎地域自立促進基金の名称及び目的を変更しようとするもの。

今治市基金条例の一部を改正する条例

今治市基金条例（平成17年今治市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「今治市過疎地域自立促進基金」を「今治市過疎地域持続的発展基金」に、「過疎地域自立促進計画」を「過疎地域持続的発展計画」に改める。

別表第3中「今治市過疎地域自立促進基金」を「今治市過疎地域持続的発展基金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市基金条例改正条項新旧対照表

新		旧	
別表第 1		別表第 1	
積立基金		積立基金	
基金の名称	基金の目的	基金の名称	基金の目的
今治市過疎地域持続的発展基金	過疎地域持続的発展計画に基づく事業に要する資金に充てる。	今治市過疎地域自立促進基金	過疎地域自立促進計画に基づく事業に要する資金に充てる。
別表第 3		別表第 3	
基金の名称	会計名	基金の名称	会計名
今治市過疎地域持続的発展基金	一般会計	今治市過疎地域自立促進基金	一般会計

今治市過疎地域における固定資産税の特例措置に
関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和3年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の施行に伴い、
所要の改正をしようとするもの。

今治市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

今治市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例（平成17年今治市条例第63号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

今治市過疎地域の持続的発展の支援のための固定資産税の特例措置に関する条例

第1条中「（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第33条第2項前段）」を「（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第3条第1項本文）」に改める。

第2条中「過疎地域自立促進特別措置法第31条」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条」に、「（平成12年自治省令第20号）」を「（令和3年総務省令第31号）」に、「特別償却設備を新設し、又は増設した者」を「特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）の取得等（同号イに規定する取得等をいう。以下同じ。）をした者」に、「取得したもの」を「取得等をしたもの」に改める。

第3条第3号中「新設し、又は増設した」を「取得等をした」に改め、同条第4号中「新設し、又は増設した固定資産の新設又は増設」を「特別償却設備の取得等をした」に改め、同条第5号及び第6号中「新設し、又は増設した」を「取得等をした」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7） 資本金の額等

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の今治市過疎地域の持続的発展の支援のための固定資産税の特例措置に関する条例の規定は、令和3年4月1日以後に取得等をした特別償却設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された特別償却設備については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<u>今治市過疎地域の持続的発展の支援のための固定資産税の特例措置に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、本市の過疎地域（<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）</u>） <u>第3条第1項本文の規定により法第2条第1項に規定する過疎地域とみなされる区域</u>をいう。以下同じ。）における産業の活性化を図るため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により、今治市市税条例（平成17年今治市条例第61号）の特例に関し必要な事項を定めるものとする。 (特例措置) 第2条 過疎地域内において、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条</u>の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（<u>令和3年総務省令第31号</u>）第1条第1号イに規定する<u>特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）</u>の取得等（同号イに規定する取得等をいう。以下同じ。）をした者については、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第2条第2項の規定による公示の日以後において取	<u>今治市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、本市の過疎地域（<u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第33条第2項前段</u>） <u>の規定により法第2条第1項に規定する過疎地域とみなされる区域</u>をいう。以下同じ。）における産業の活性化を図るため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により、今治市市税条例（平成17年今治市条例第61号）の特例に関し必要な事項を定めるものとする。 (特例措置) 第2条 過疎地域内において、<u>過疎地域自立促進特別措置法第31条</u>の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（<u>平成12年自治省令第20号</u>）第1条第1号イに規定する<u>特別償却設備を新設し、又は増設した者</u>） <u>については、当</u>該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第2条第2項の規定による公示の日以後において取

得等をしたものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。) に対して固定資産税を課すべきこととなる年度以後の3年度分の固定資産税を課さない。

(申請書等の提出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に当該規定に該当することを証明する書類を添付して、当該年度の初日の属する年の1月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) ～ (2) 略

(3) 取得等をした 事業所の所在地

(4) 特別償却設備の取得等をした 年月日(土地にあっては、取得年月日)、種類及び取得価額

(5) 取得等をした 事業所の従業者の数

(6) 取得等をした 事業用設備を最初に事業の用に供した年月日

(7) 資本金の額等

(8) 略

得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。) に対して固定資産税を課すべきこととなる年度以後の3年度分の固定資産税を課さない。

(申請書等の提出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に当該規定に該当することを証明する書類を添付して、当該年度の初日の属する年の1月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) ～ (2) 略

(3) 新設し、又は増設した事業所の所在地

(4) 新設し、又は増設した固定資産の新設又は増設年月日(土地にあっては、取得年月日)、種類及び取得価額

(5) 新設し、又は増設した事業所の従業者の数

(6) 新設し、又は増設した事業用設備を最初に事業の用に供した年月日

(7) 略

今治市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための
固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和3年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共
団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）の改正に伴い、所要の改正をしようとする
もの。

今治市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化の
ための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

今治市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特例措置に関する条例（平成21年今治市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「5年以内に」を「令和5年3月31日までに」に改める。

第3条中「今治市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例」を「今治市過疎地域の持続的発展の支援のための固定資産税の特例措置に関する条例」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日が平成30年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間にある場合における改正後の第2条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化
のための固定資産税の特例措置に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(課税免除の要件等) 第2条 市長は、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して令和5年3月31日までに、法第6条第1項に規定する同意基本計画において定められた促進区域内において、承認地域経済牽引事業（承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業をいう。以下同じ。）を行う者が、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条に規定する要件に該当する対象施設を、承認地域経済牽引事業のために設置した場合において、対象施設に該当することとなった日の属する年度の翌年度（当該日が1月2日から3月31日までのときは、翌々年度）以後3年度分に関り、省令第3条に規定する固定資産税の課税免除をすることができる。 2 略 (適用除外) 第3条 <u>今治市過疎地域の持続的発展の支援のための固定資産税の特例措置に関する条例</u>（平成17年今治市条例第63号）の適用を受	(課税免除の要件等) 第2条 市長は、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に、法第6条第1項に規定する同意基本計画において定められた促進区域内において、承認地域経済牽引事業（承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業をいう。以下同じ。）を行う者が、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条に規定する要件に該当する対象施設を、承認地域経済牽引事業のために設置した場合において、対象施設に該当することとなった日の属する年度の翌年度（当該日が1月2日から3月31日までのときは、翌々年度）以後3年度分に関り、省令第3条に規定する固定資産税の課税免除をすることができる。 2 略 (適用除外) 第3条 <u>今治市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例</u> （平成17年今治市条例第63号）の適用を受

けることができる施設については、この条例
は適用しない。

けることができる施設については、この条例
は適用しない。

ガントリークレーン整備工事請負契約の締結について

ガントリークレーン整備工事施行のため、次の請負契約を締結する。

令和3年9月1日提出

今治市長 徳永繁樹

記

1 契約の目的 ガントリークレーン整備工事

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約金額、契約の相手方及び工期

区 分	契約金額	契約の相手方	工 期
ガントリークレーン整備工事	円 999,900,000	東京都中央区築地五丁目6番4号 株式会社三井E&Sマシナリー 代表取締役 田 中 一 郎	契約発効の日から 令和5年8月31日 まで

4 仮契約締結年月日 令和3年8月10日

「参 考」

1 工事概要

ガントリークレーン製作据付 一式

ガントリークレーン撤去 一式

2 入札結果

業 者 名	入 札 金 額
(株) 三井E & S マシナリー	999,900,000 円
住友重機械搬送システム (株)	1,000,230,000

区 分	金 額
予定価格	1,090,391,500 円
調査基準価格	996,357,008

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

今治市過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条の規定により、別冊のとおり今治市過疎地域持続的発展計画を定めることについて議会の議決を求める。

令和3年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「参 照」

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（抜すい）

（過疎地域持続的発展市町村計画）

第8条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

令和2年度 今治市水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度 今治市水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和3年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

提出書類

- 1 令和2年度 今治市水道事業決算書
水道事業報告書
キャッシュ・フロー計算書
収益費用明細書
固定資産明細書
企業債明細書
- 2 令和2年度 今治市公営企業決算審査意見書

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日（同条第6項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

- 第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

令和2年度 今治市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和2年度 今治市水道事業会計未処分利益を次のとおり処分する。

令和3年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

（単位 円）

	未処分利益剰余金
当該年度末残高	902,095,491
議会の議決による処分額	△902,095,491
減債積立金への積立	△314,473,545
建設改良積立金への積立	△177,156,999
自己資本金への組入	△410,464,947
処分後残高	（繰越利益剰余金） 0

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（剰余金の処分等）

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（特定目的の積立金）

第24条 法第32条第2項の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、その用途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

令和2年度 今治市工業用水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度 今治市工業用水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和3年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

提出書類

- 1 令和2年度 今治市工業用水道事業決算書
工業用水道事業報告書
キャッシュ・フロー計算書
収益費用明細書
固定資産明細書
企業債明細書
- 2 令和2年度 今治市公営企業決算審査意見書

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例会（同条第6項に規定する定例会をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

- 第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

令和2年度 今治市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和2年度 今治市工業用水道事業会計未処分利益を次のとおり処分する。

令和3年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

（単位 円）

	未処分利益剰余金
当該年度末残高	60,899,482
議会の議決による処分額	△2,500,000
建設改良積立金への積立	△2,500,000
処分後残高	(繰越利益剰余金) 58,399,482

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（剰余金の処分等）

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（特定目的の積立金）

第24条 法第32条第2項の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、その用途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

令和2年度 今治市公共下水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度 今治市公共下水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和3年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

提出書類

- 1 令和2年度 今治市公共下水道事業決算書
 - 公共下水道事業報告書
 - キャッシュ・フロー計算書
 - 収益費用明細書
 - 固定資産明細書
 - 企業債明細書
- 2 令和2年度 今治市公営企業決算審査意見書

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日（同条第6項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

- 第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 今治市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年6月3日

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和2年12月26日午前10時頃、星浦米山15号線農道（今治市大西町星浦甲388番1地先）において、相手方所有の貨物自動車が走行中、同農道の崩落により落下したため、同車両が破損し、相手方が負傷した。
- 3 損害賠償額 人的損害に対する支払額 1,067,654円
- 4 その他 物的損害については、令和3年議会第1回報告第1号で報告済

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年6月21日

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和3年4月5日午後9時45分頃、市道矢田高橋線（今治市クリエイティブヒルズ2番7地先）の歩道を相手方が自転車で走行中、コンクリート平板舗装の段差に乗り上げ転倒したため、同車両が破損し、相手方が負傷した。
- 3 損害賠償額 支払額 4,290円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月5日

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和3年6月1日午前8時30分から午後3時までの間、本市波方支所住民サービス課職員が市道樋口波方線緑地帯（今治市波方町樋口甲1750番1地先）において草刈機を使用して除草作業を行っていたところ、小石が飛散し、近隣に駐車していた相手方所有の貨物自動車を破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 64,900円

今治市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年8月12日

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の施行に伴い、
字句の整理をしようとするもの。

今治市営住宅条例の一部を改正する条例

今治市営住宅条例（平成17年今治市条例第235号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市営住宅条例改正条項新旧対照表

新	旧
附 則 (経過措置) 2 略 3 当分の間、<u>過疎地域の持続的発展の支援に 関する特別措置法（令和3年法律第19号）</u>第 2条第1項に規定する過疎地域その他市長 が規則で定める地域内の市営住宅に係る第 6条第1項の規定の適用については、当該市 営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居し ようとする親族がない場合においても、同項 第2号の条件を具備する者とみなす。	附 則 (経過措置) 2 略 3 当分の間、<u>過疎地域自立促進特別措置法 （平成12年法律第15号）</u>第 2条第1項に規定する過疎地域その他市長 が規則で定める地域内の市営住宅に係る第 6条第1項の規定の適用については、当該市 営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居し ようとする親族がない場合においても、同項 第2号の条件を具備する者とみなす。

公営企業資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和2年度決算に係る公営企業の資金不足比率を別冊のとおり監査委員の意見をつけて報告する。

令和3年9月1日提出

今治市長 徳永繁樹

記

1 公営企業資金不足比率

(単位 %)

特別会計の名称	令和2年度	経営健全化基準
今治市水道事業会計	—	20.0
今治市工業用水道事業会計	—	
今治市公共下水道事業会計	—	

※資金不足がない場合「—」と表記している。

2 提出書類

令和2年度 今治市公営企業資金不足比率審査意見書

「参 照」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抜すい）

（資金不足比率の公表等）

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。